

## 議案第8号

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（通勤手当）</p> <p>第9条　[略]</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員　規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額（第3号において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)　[略]</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員　交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額</p> <p>(4) 前項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員で、新座市役所の位置を定める条例（昭和36年新座市条例第7号）に定める庁舎、新座市役所出張所条例（昭和55年新座市条例第11号）に定める出張所又は新座市立保育所条例（昭和55年新座市条例第4号）に定める施設に勤務するため、当該自動車を市長の指定する場所に駐車し、その費用の負担をしている職員　前号に掲げるそれぞれの額に3,000円を加算した額</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第9条　[略]</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員　規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額（第4号において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)　[略]</p> <p>(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、通勤のため自動車を使用することを常例とする職員で、新座市役所の位置を定める条例（昭和36年新座市条例第7号）に定める庁舎、新座市役所出張所条例（昭和55年新座市条例第11号）に定める出張所又は新座市立保育所条例（昭和55年新座市条例第4号）に定める施設に勤務するため、当該自動車を市長の指定する場所に駐車し、その費用の負担をしている職員　前号に掲げるそれぞれの額に3,000円を加算した額</p> <p>(4) 前項第3号に掲げる職員　交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額、運賃等相当額又は第2号に定める額</p>

指定する場所に駐車し、その費用の負担を  
している職員 前2号に掲げるそれぞれの  
額に3,000円を超えない範囲で1か月  
当たりの費用に相当する額を加算した額

3 [略]

3 [略]

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

#### 提 案 理 由

通勤手当の支給要件を改めたいので、この案を提出するものである。